

茨城県報

第 7 6 9 0 号

昭和63年 9 月16日

金 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●ふ化業者の登録 (畜産課)	1
●定款変更の認可 (2件) (農地管理課)	2
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市計画課)	2
●土地の買取の申出及び届出の相手方 (")	3

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定	3
-----------------------------	---

(選挙管理委員会)

●個人演説会を開催することができる施設の指定の廃止	4
---------------------------------	---

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	4
--------------------------------	---

公 告

●予防接種の業務を行う医師 (保健予防課)	5
●卸売業務の許可 (流通園芸課)	5
●地方卸売市場の開設 (")	6
●県営土地改良事業計画 (農地管理課)	6
●都市計画の図書の縦覧 (3件) (都市計画課)	6
●開発行為の工事完了 (8件) (建築指導課)	8
●道路位置の指定 (4件) (")	10

(茨城海区漁業調整委員会)

●投網の使用禁止	11
----------------	----

正 誤

●昭和63年 8 月18日付け茨城県報第7682号中	11
----------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1261号

養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	ふ化業者の氏名及び住所	ふ化場の名称及び所在地	登 録 年 月 日
第63— 1	合資会社 霞浦孵卵場 代表社員 石引誠一郎 土浦市真鍋 5—10— 8	合資会社 霞浦孵卵場 土浦市真鍋 5—10— 8	昭和63年 9 月 1 日

~~~~~

**茨城県告示第1262号**

昭和63年 4 月21日付けで土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により昭和63年 9 月 7 日認可した。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第1263

昭和63年 8 月 4 日付けで河間土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により昭和63年 9 月 7 日認可した。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第1264号**

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 2 項の規定に基づき酒門千束土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 職 名   | 氏 名     | 住 所                  |
|-------|---------|----------------------|
| 理 事 長 | 檜 山 五 郎 | 水戸市酒門町976            |
| 副理事長  | 檜 山 對 治 | 水戸市酒門町1364           |
| 理 事   | 舟 木 富 一 | 水戸市酒門町702— 1         |
| ”     | 堀 江 賢 一 | 水戸市酒門町1676           |
| ”     | 吉 田 美 和 | 勝田市泉町11—10           |
| ”     | 西 條 昌 良 | 鹿島郡波崎町矢田部9304        |
| ”     | 川 村 益 司 | 神奈川県藤沢市鵠沼松が岡 4— 3—12 |
| ”     | 松 岡 昭 男 | 東京都豊島区雑司が谷 1—22—12   |
| ”     | 今 立 一 雄 | 水戸市平須町158—152        |

~~~~~

茨城県告示第1265号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第55条第4項の規定により、法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項の本文の規定による届出の相手方を次のとおり定める。

なお、その関係図書は、茨城県土木部都市計画課及び水戸市都市計画部水戸駅北口再開発事務所において一般の閲覧に供する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 申出及び届出の相手方

住 所 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

名 称 水 戸 市

2 土 地 の 区 域

茨城県水戸市宮町1丁目、2丁目、三の丸1丁目、2丁目の各一部

3 市街地開発事業の種類及び名称

種 類 水戸・勝田都市計画第一種市街地再開発事業

名 称 水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第27号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2第2項の規定により緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

昭和63年 9 月16日

茨城県公安委員会委員長 菊 池 信 弘

## 1 緊急自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号    | 車 名 ・ 年 式     | 用 途     | 所 有 者 ・ 使 用 者 氏 名 |
|------|------------|---------------|---------|-------------------|
| 2133 | 水戸88せ 3071 | マ ツ ダ ・ 63年   | 警察責務遂行用 | 茨 城 県 警 察 本 部     |
| 2134 | 〃 3072     | 〃             | 〃       | 〃                 |
| 2135 | 〃 3073     | 〃             | 〃       | 〃                 |
| 2136 | 〃 3074     | 〃             | 〃       | 〃                 |
| 2137 | 〃 3075     | 〃             | 〃       | 〃                 |
| 2138 | 水戸88す 4915 | 三 菱 ・ 63年     | 〃       | 〃                 |
| 2139 | 〃 4924     | ニ ッ サ ン ・ 63年 | 〃       | 〃                 |
| 2140 | 〃 4925     | 〃             | 〃       | 〃                 |
| 2141 | 〃 4926     | 〃             | 〃       | 〃                 |

## 2 道路維持作業用自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号    | 車 名 ・ 年 式   | 用 除     | 所 有 者 ・ 使 用 者 氏 名 |
|------|------------|-------------|---------|-------------------|
| 2142 | 土浦11ひ 3675 | ト ヨ タ ・ 63年 | 道路維持作業用 | 常磐道路サービス（株）       |
| 2143 | 水戸11に 8489 | 三 菱 ・ 63年   | 〃       | 〃                 |

~~~~~

（選 挙 管 理 委 員 会）

茨城県選挙管理委員会告示第37号

里美村選挙管理委員会は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会を開催することができる施設として指定した次の施設の指定を昭和63年9月2日に廃止した。

昭和63年 9 月16日

茨城県選挙管理委員会

委 員 長 八 木 下 繁 一

施設の名称及び所在地

里美村青年研修所

久慈郡里美村大字小中 256 番地の 1

~~~~~

（大規模小売店舗審議会）

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第23号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

昭和63年 9 月16日

茨城県大規模小売店舗審議会

委 員 長 草 野 眞 男

1 届出者の氏名又は名称

有限会社 あらい薬品

2 届 出 者 の 住 所 下館市田中町丙 210— 1

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミストアー結城店

結城市結城字観音台 6031－1

4 開 店 日 昭和64年 1 月27日

5 店 舗 面 積 2 9 ㎡

6 閉 店 時 刻 午後 9 時

7 休 業 日 数 年間 1 日

8 主として販売する物品の種類

医薬品

## 公 告

### ●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条、第 6 条又は第 9 条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水戸保健所管内

| 医 師 名   | 病 院 名       | 所 在 地             |
|---------|-------------|-------------------|
| 金 子 昌 司 | 水 戸 中 央 病 院 | 水戸市柳町 1 丁目15番 1 号 |

### ●卸売業務の許可

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定により、卸売業務を昭和63年 9 月 7 日付で、次のとおり許可した。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 卸売業務を行う市場の名称  
茨城中央青果地方卸売市場
- 2 卸売業務を行う市場の位置  
下館市大字玉戸字山ヶ島 1814 番地
- 3 卸売業務を行う者  
株式会社 茨城中央青果市場

## ●地方卸売市場の開設

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により，地方卸売市場の開設を昭和63年 9 月 7 日付けで次のとおり許可した。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 市 場 の 名 称 茨城中央青果地方卸売市場
- 2 市 場 の 位 置 下館市大字玉戸字山ヶ島 1814 番地
- 3 取扱品目の部類 青 果 部
- 4 市 場 の 開 設 者 株式会社 茨城中央青果市場

## ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき，県営一の瀬地区土地改良事業（農業用排水，暗渠排水）につき計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営一の瀬地区土地改良事業（農業用排水，暗渠排水）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 昭和63年 9 月19日から昭和63年10月11日まで
- 3 縦 覧 場 所 出島村役場

## ●都市計画の図書の縦覧

取手都市計画道路の変更に伴い，藤代町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域
  - 3・5・33号 道上・道下線  
追加する土地の区域  
藤代町大字宮和田字道上，字道下，字岡田，字堤下の各一部
  - 3・5・34号 岡田・関線  
追加する土地の区域  
藤代町大字宮和田字岡田，字道上，字道下，字堤下，字南，字関の各一部
  - 3・5・35号 岡田・平野線  
追加する土地の区域  
藤代町大字宮和田字岡田，字道下，字関，字下関の各一部

藤代町大字平野字平野の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~  
下館・結城都市計画公園の変更に伴い、結城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

2・2・114 新福寺東児童公園

追加する部分

結城市大字結城字新福寺の一部

2・2・115 新福寺北児童公園

追加する部分

結城市大字結城字貉塚の一部

2・2・116 新福寺南児童公園

追加する部分

結城市大字結城字新福寺の一部

2・2・117 下山児童公園

追加する部分

結城市大字結城字下山の一部

2・2・118 繁昌塚児童公園

追加する部分

結城市大字結城字下山の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~  
下館・結城都市計画道路の変更に伴い、結城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

8・7・1 南部1号線

追加する部分

結城市大字結城字下山，字貉塚及び字新福寺の各一部

8・7・2 南部2号線

追加する部分

結城市大字結城字下山，字新福寺及び字田村内の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡内原町内原字前方911番，同番1，910番1，913番1の一部

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡内原町内原910番地の1

万洋アグリサービス株式会社

代表取締役 深 沢 洋次郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区含まれる地域の名称

鹿島郡旭村大字田崎字石田602番1の一部，605番の一部，606番1の一部，同番2の一部，608番の一部，609番1の一部，同番4の一部，同番8の一部，同番9の一部，同番10の一部，616番17の一部同番18の一部

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡旭村大字造谷863番2

旭村長 小松崎 四 郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡出島村大字穴倉字小原3519番1



2 事業主の住所及び氏名

石岡市大字井関 1484

川 島 裕 之

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市大和田町字道場内 2 2 7 3 番, 2 2 7 4 番, 2 2 7 5 番, 2 2 7 6 番

2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町 1984 番地の 1

茨城スバル自動車株式会社

代表取締役 大 槻 秀 男

---

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常北町下青山字由井沢 1 2 6 番 2, 同番 3, 字北米 1 6 3 番, 1 7 7 番, 1 7 8 番

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡常北町石塚 1184 番地の 3

株式会社 三幸ビニール工業所

代表取締役 三 輪 福 一

---

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和63年 9 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字豊体字豊体 1 4 0 5 番 1, 1 4 0 6 番

2 事業主の住所及び氏名

東京都江東区木場 3 丁目 7 ー11

株式会社 佐貫屋商店

代表取締役 川 名 省 三

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字勘兵衛新田字勘兵衛新田57番5, 57番10, 57番11, 57番12, 57番13, 57番14, 57番15, 57番16, 57番17, 57番18, 57番19, 58番105, 58番106, 58番109, 58番110, 58番111, 58番112, 58番113

## 2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町新戸1402番地

飯 田 隼 人

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡鹿島町大字佐田字平五郎内440, 字原添441番1, 同番2, 同番3

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鹿島町大字宮中1768番地

斉 丸 千 代

## ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                     |                             | 道 路 の 位 置                           | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|--------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                       | 住 所                         |                                     | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第435号  | 63.9.7       | 関根 好文                     | 鹿島郡鹿島町大字平井<br>1128番地の76     | 鹿島郡鹿島町大字平井<br>字高塚西1359番114          | メートル<br>4.20 | メートル<br>30.65 |
| 竜土木指令<br>第896号  | 63.9.2       | 櫛田 明                      | 稲敷郡阿見町荒<br>川沖1676番地         | 稲敷郡阿見町大字荒川<br>沖字鶉野1674番4,<br>1676番7 | 4.20         | 30.18         |
| 水土木指令<br>第1339号 | 〃            | 及川 尚平                     | 那珂湊市磯崎町<br>4112番地5          | 那珂湊市磯崎町字磯合<br>3745番9                | 4.45         | 10.31         |
| 潮土木指令<br>第423号  | 〃            | (株)大正恒産<br>代表取締役<br>出頭 正明 | 鹿島郡銚田町大<br>字畑田<br>1213番地103 | 鹿島郡大野村大字大小<br>志崎字大道南805番2           | 4.20         | 34.00         |

# 指 示

（茨城海区漁業調整委員会）

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、沿岸に回帰するさけ資源の繁殖保護を図るため、次の表の左欄に掲げる海域においては、同表右欄に掲げる期間中投網の使用を禁止する。

昭和63年 9 月16日

茨城海区漁業調整委員会  
会 長 篠 崎 道 雄

| 海 域                       | 禁 止 期 間                         |
|---------------------------|---------------------------------|
| 大北川河口中央から半径 500 メートル以内の海域 | 昭和63年10月 1 日から<br>昭和63年12月31日まで |

# 正 誤

●昭和63年 8 月18日付け茨城県報第7682号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行               | 誤                  | 正                                              |
|-----|-----------------|--------------------|------------------------------------------------|
| 5   | 下から10           | 210 m              | 201 m                                          |
| 8   | 上 から<br>17 , 18 | 13 港湾施設用地<br>面 積   | 13 港湾施設用地<br>所在地 面 積                           |
| 9   | 上から20           | み か づ き            | み か づ ち                                        |
| 15  | 上から 7           | 24 隻               | 50 隻                                           |
| 16  | 下から 3           | (3) 東船だまり護岸 240m " | (3) 東船だまり護岸 240m "<br>(4) 防 波 護 岸 315.35m 新港地区 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 0 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)